

第十号議案

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第三章 不服申立て」を「第三章 審査請求」に改める。

第十八条を次のように改める。

（審理員に関する規定の適用除外）

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十八条の次に次の一条を加える。

（審査会への諮問）

第十八条の二 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例第二十号）に基づく江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を

開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されていない場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて

適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第十九条中「区長は、前条の規定により諮問をした場合」を「前条第一項の規定により諮問をした実施機関」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第十九条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

第二十一条中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた行政文書の開示の請求に係る開示等の決定又は不作為について適用し、施行日前にされた行政文書の開示の請求に係る開示等の決定又は不作為については、なお従前の例による。

(説明)

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の改正に伴い、同法に基づく審理員による審理手続を適用除外とし、現行の不服審査手続を維持することとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。